

規制改革推進会議農林水産ワーキンググループ  
提出資料

農林水産省

令和 3 年 4 月

当面の規制改革の実施事項に対する対応

5. 地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

(1) 強い農林水産業の創出による地域経済の活性化

オ 改正漁業法の制度運用 【a~d, f: 令和2年度措置、e: 令和3年上期措置】

実施事項	農林水産省の対応
<p>e 沖合や漁業権の再設定を含め、都道府県が新たな区画漁業権を設定する際の、関係者との調整などの手順・スケジュールなどについて明確化する。</p> <p style="text-align: right;">【ヒアリング事項(1)】</p>	<p>都道府県が新たな区画漁業権を設定する際の、関係者との調整などの手順・スケジュールなどについて明確化するため、都道府県の意見も聞きながら水産庁内で案を検討しているところであり、令和3年上期までに都道府県に提示する予定である。【参考資料1】</p>
<p>a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」「令和12年度中を目途に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。(目標444万トン)」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が多いものを中心に20魚種以上についてTAC管理に移行し、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲圧力をMSYを達成する水準(Fmsy)以下で管理がされていること」を目標に加える。</p> <p style="text-align: right;">【ヒアリング事項(2)】</p>	<p>新たな資源管理においては、水産資源ごとに、MSYを達成する資源量を目標とし、資源の回復状況に応じて漁獲圧力を調整する漁獲シナリオを定めて管理を行っていくこととしている。</p> <p>委員の御指摘を踏まえ、新しい方式に基づきMSYベースでの資源管理を適切に実施していることを評価する観点から、資源管理基本方針を改正し、第1の2の(4)漁獲可能量による管理において、「なお、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値は、最大持続生産量を達成する水準を上回らないことを基本とする。」と定めたところである。【参考資料2】</p>

<p>b T A C管理対象魚種を拡大するに当たり、資源評価については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なT A C管理対象候補魚種の選定基準を定める。</p> <p style="text-align: center;">【ヒアリング事項（3）】</p>	<p>T A C魚種拡大に向けたスケジュールを公表し、その中で以下のように選定基準を定めたところである。【参考資料3】</p> <p>新たなT A C管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。</p> <p>①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）</p> <p>②M S Yベースの資源評価に近い将来実施される見込みの魚種</p>
<p>c 漁獲可能量の大臣管理と知事管理の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。</p> <p style="text-align: center;">【ヒアリング事項（4）】</p>	<p>改正法の下においては、漁獲可能量の配分の基準は、資源管理基本方針の本則において、「水産資源ごとに、漁獲実績を基礎として、当該水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定める」こととされており、より具体的な配分の基準は、特定水産資源ごとに作成する資源管理基本方針の別紙（改正法に基づく告示）の中で、水産政策審議会の意見を聞いた上で定めることとしている。</p> <p style="text-align: center;">【参考資料2及び4】</p> <p>また、新たなT A C対象魚種の設定に当たっては、水産政策審議会の下に専門家や漁業者も参加した検討部会（「資源管理手法検討部会」）で論点や意見を整理することとしており、配分基準に係る考え方についても、当該部会における議論の対象となると考えている。</p> <p>なお、3月23日の水産政策審議会資源管理分科会においては、当該検討部会の設置が決定されるとともに、検討魚種に関係する漁業者、漁業団体のみならず、幅広いステークホルダーが参加して意見表明や傍聴ができるよう、運営規則が定められたところである。</p>

<p>d 漁場マップ上に、過去設定されていて現在は取り消されている漁業権（共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権）の情報を追加する。</p> <p style="text-align: center;">【ヒアリング事項（5）】</p>	<p>令和3年3月、「海洋状況表示システム（海しる）」上に、過去設定されていて現在は取り消されている漁業権（共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権）の情報を追加表示した。【参考資料5】</p>
<p>f 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。</p> <p style="text-align: center;">【ヒアリング事項（6）】</p>	<p>漁業者の所得向上につながるKPIとして、</p> <p>① 組合員1人あたりの販売事業取扱高を〇〇%増加</p> <p>② 事業損益の改善を伴う経常損益段階の黒字化漁協を〇〇漁協増加</p> <p>を別紙のとおり設定することとしたい。</p> <p>しかしながら、漁協経営は、コロナ禍により多大な影響を受けており、具体的な影響度合いを把握した上で数値目標を設定する必要があることから、中間目標を含め数値目標の設定は令和3年度に行うこととしたい。</p>